

～小林市省エネ家電買換支援事業補助金～

～小林市中小企業省エネ家電買換支援事業補助金～

LED照明への買換え費用 の一部を補助します！

※この補助金は、国の「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」を活用しています

この補助金は、エネルギー価格及び物価の高騰の影響を受けている市民及び市内事業者が行うLED照明機器への買い換えに要する費用の一部を助成することにより、電気料金の負担軽減と温室効果ガスの削減を目的としています。

●申請受付期間●

令和8年8月3日（月）から令和8年12月28日（月）まで

- ※ 予算がなくなり次第終了します。
- ※ 買換えが対象です。
- ※ オールスマイル商品券は使用できません。
- ※ 購入時じ付与されたポイントは補助対象額から差し引かれます。
- ※ 補助金の交付申請は一世帯もしくは一中小企業者につき1回限りです。

●補助対象者（すべてに該当）●

◎個人

- ・ 補助金申請時点において市内に居住し、かつ、本市の住民基本台帳に記録されていること。
- ・ 補助金の交付を受けるLED照明機器を、居住している住宅に設置すること。
- ・ 市税等を滞納していない者。

◎中小企業者

- ・ 市内事業所において既存の照明機器（LED照明機器を除く）からLED照明機器への買換えを行おうとする事業者で、中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者。
- ・ 本市に主たる事業所を設置し、通年で事業を行う者。
- ・ LED化のための工事を市内に本社を置く事業者の施工により行う者。
- ・ 市税等を滞納していない者。

●補助対象製品●

◎個人

- ・ 居住している住宅に設置するものであって、天井等に固定して使用する蛍光灯、白熱電球器具等の交換（光源部のみの交換を除く）に係るものであること。
- ・ 既存の照明機器からの買換えのために市内の販売店で購入したもの。（※新品に限る）
- ・ 令和8年8月1日以降に購入したもの。（中小企業者も同様とする。）

裏面へ

●補助対象経費●

◎個人

- ・ 補助対象製品の本体価格

◎中小企業者

- ・ L E D 化に要する経費

＜以下の費用は補助対象外です＞

- ・ 工事費用（個人のみ）
- ・ 既存機器の処分料
- ・ 消費税及び地方消費税
- ・ 購入時に付与されたポイント（補助対象額から減額）

●補助率・補助上限額●

◎個人

- ・ 補助率：補助対象経費の2分の1 補助上限額： 20,000円（口座振込）

◎中小企業者

- ・ 補助率：補助対象経費の2分の1 補助上限額：250,000円（口座振込）

※補助金の額に1,000円未満の端数が生じた場合は切り捨てとなります。

上記の条件を確認の上、下記の必要書類を提出してください。

●必要書類●

◎個人

- ① 申請書兼実績報告書（様式第1号）・交付請求書（様式第4号）
- ② 住所が確認できるものの写し（運転免許証・マイナンバーカード等）
- ③ 振込先が確認できる資料（補助金の振込に必要です）
- ④ 領収書の原本（申請者が購入したことを証する書類）
- ⑤ 型番がわかる保証書の写し（申請者氏名及び販売店名が記載されているもの）
- ⑥ 設置したことが確認できる交換前後の写真
- ⑦ 完納証明書（市税に未納がないことの証明書）

◎中小企業者

- ・ 事前審査時に提出

- ① 事前審査書（様式第1号）
- ② 対象となる経費の見積書の写し
- ③ 経費内訳書（様式第1号別紙）
- ④ 補助対象工事の施工箇所を示した平面図
- ⑤ 完納証明書（市税に未納がないことの証明書）

- ・ 交付申請時に提出

- ① 申請書兼実績報告書（様式第3号）・交付請求書（様式第6号）
- ② 事前審査確認書（様式第2号）
- ③ 領収書その他支払いが確認できるものの写し
- ④ 補助対象工事請求書の写し
- ⑤ 補助対象工事の施工箇所の平面図
- ⑥ 補助対象工事の着手前及び完了後の写真

問い合わせ先

小林市 生活環境課 電話（0984）23-8122（直通）

受付時間：平日8時30分から17時15分まで



※申請を行う際は市ホームページにある要綱等をご確認ください。

市ホームページはこちら